

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 1 項第 8 号、第 53 条第 1 項第 6 号、第 56 条第 1 項第 2 号ニ及び別表第 3 の 5 の項（に）の欄の規定に基づき、広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物について、容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの限度を変更したので告示します。

なお、この関係図書は広島市都市整備局指導部建築指導課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

第 52 条第 1 項第 8 号の規定に基づき定める区域	第 52 条第 1 項第 8 号の規定に基づき定める数値
1 市街化調整区域のうち 2 の項から 5 の項までに掲げる区域を除く区域	10 分の 10
2 平成 16 年広島市告示第 212 号（以下「旧告示」という。）の施行の際、次の各号のいずれかに該当する区域 （1）旧告示の施行の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地の区域で容積率が 10 分の 10 を超えている区域 （2）都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 41 条第 1 項の規定に基づき容積率が 10 分の 10 を超え 10 分の 20 以下と定められている区域	10 分の 20
3 旧告示の施行の際、都市計画法第 41 条第 1 項の規定に基づき容積率が 10 分の 20 を超え 10 分の 30 以下と定められている区域	10 分の 30
4 旧告示の施行の際、都市計画法第 41 条第 1 項の規定に基づき容積率が 10 分の 30 を超えて定められている区域	10 分の 40
5 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づく地区計画の区域（別図 2 の A 並びに別図 3 の B 並びに別図 4 の C 及び D 並びに別図 5 の E 並びに別図 6 の F 及び G 並びに別図 7 の H 及び I の部分に限る。）内において、同法第 12 条の 5 第 7 項の規定に基づき容積率を 10 分の 20 と定める区域	10 分の 20

第53条第1項第6号の規定に基づき定める区域	第53条第1項第6号の規定に基づき定める数値
1 市街化調整区域のうち2の項から5の項に掲げる区域を除く区域	10分の5
2 旧告示の施行の際、次の各号のいずれかに該当する区域 (1) 旧告示施行の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地の区域で建蔽率が10分の5を超えている区域 (2) 都市計画法第41条第1項の規定に基づき建蔽率が10分の5を超え10分の6以下と定められている区域	10分の6
3 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき建蔽率が10分の6を超えて定められている区域	10分の7
4 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域(別図3のB並びに別図4のD並びに別図5のE並びに別図6のG並びに別図7のIの部分に限る。)内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき建蔽率を10分の6と定める区域	10分の6
5 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域(別図2のA及び別図4のC並びに別図6のF並びに別図7のHの部分に限る。)内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき建蔽率を10分の7と定める区域	10分の7

第56条第1項第2号ニの規定に基づき定める区域	第56条第1項第2号ニの規定に基づき定める数値
1 市街化調整区域のうち2の項及び3の項に掲げる区域を除く区域	1.25
2 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき建築物の各部分の高さの制限について「近隣商業地域に準ずる」又は「商業地域に準ずる」と定められている区域	2.5
3 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域(別図2のA並びに別図3のB並びに別図4のC並びに別図6のF並びに別図7のHの部分に限る。)内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき、建築物の高さの最高限度について「隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに2.5を乗じて得たもの」と定める区域	2.5

法別表第3の5の項(に)の欄の規定に基づき定める区域	法別表第3の5の項(に)の欄の規定に基づき定める数値
1 市街化調整区域のうち2の項及び3の項に掲げる区域を除く区域	1.25
2 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき建築物の各部分の高さの制限について「近隣商業地域に準ずる」又は「商業地域に準ずる」と定められている区域	1.5
3 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域(別図2のA並びに別図3のB並びに別図4のC並びに別図6のF並びに別図7のHの部分に限る。)内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき、建築物の高さの最高限度について「前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.5を乗じて得たもの」と定める区域	1.5